

入院時食事療養 及び 入院時食事療養標準負担額

当院では、入院時食事療養（Ⅰ）の届出を行っており、管理栄養士又は栄養士によって管理された食事を適時（夕食については午後6時以降）、適温で提供しています。

➔ 入院時食事療養標準負担額について

■ 保険適用の場合は、1食につき 510 円
ただし、次に該当する場合はそれぞれ下記の金額

① 指定難病患者・小児慢性特定疾病児童等	1食 300 円
② 住民税非課税世帯の方	1食 240円
③ ②且つ、過去1年間の入院日数が90日を超えている方	1食 190 円
④ ②且つ、所得が一定基準に満たない 70 歳以上の 高齢受給者	1食 110円

標準負担額減額認定証をお持ちの方はご提示いただくようお願いします。
オンライン資格確認システムを用いて標準負担額減額認定証の確認が可能
となっております。マイナンバーカードのご提示をお願いします。

